

パブリックコメント意見の要旨と市の考え方

○案件 十日町市地域防災計画（原子力災害対策編）（案）

○募集期間 平成 25 年 2 月 1 日～2 月 22 日

○ご意見の件数（意見提出者数） 3 人

○ご意見に対する市の考え方

十日町市馬場丙 1521 番地 12 村上 茂樹 様	
ご意見	市の考え方
<p>1 <過酷事故に対する対応></p> <p>案ではこの地域の軽微な汚染しか想定していない。市民全員が避難することを想定した計画でなければ意味がない。過酷事故では屋内待避はほとんど意味が無く、遠方への避難が必要となる。この場合、二度とこの地域には戻れない可能性も考慮すべきである。</p>	<p>市では、国や東京電力が定める緊急時活動レベル(EAL)、運用上の介入レベル(OIL)が定められた際は、この基準に基づき、屋内退避、避難等を実施します。市の区域を越えて避難や一時滞在等を行う場合は、国・県が中心となって避難先との調整が行われます（第 3 章 4 節）。</p> <p>現在、市の区域を越えた広域避難の計画については県において策定中であり、その結果を踏まえて対応したいと考えています。</p>
<p>2 <オフサイトセンターについて></p> <p>地震や津波による原発事故の際、オフサイトセンター自体が被災して交通・通信手段が皆無となる可能性が高い。したがって、それに頼らず、市独自で判断し行動を起こす体勢を整えるべきである。</p>	<p>市では、情報の収集及び連絡を円滑に実施するため、連携体制の強化や通信手段・経路の多様化を図ります（第 2 章 4 節）。現在、国、県、東京電力(株)との情報通信のためのネットワークの強化・整備を進めているところです。</p> <p>また、国から屋内退避、避難指示がない場合で、必要な場合は市長の判断により屋内退避等を行います（第 3 章 4 節）。</p>
<p>3 <国からのデータ提供></p> <p>福島第一原発の事故（2011 年 3 月）では SPEEDI のデータは国が隠し続け、公表されたのは 5 月になってからであった。気象庁は実際には得られている 2011 年 3 月 21 日のアメダス（福島県の原発周辺）のデータさえ故障と偽って隠した。したがって、国からのデータ提供をあてにすることはできない。市が入手したデータに基づいて独自の判断で行動すべき。</p>	<p>上記 2 のとおりです。</p>

<p>4 <安定ヨウ素剤></p> <p>安定ヨウ素剤は、現在の法律では医師や薬剤師以外は保管できない。しかし、事故に際して配布する場合、時間と手間がかかり手遅れとなることが予想される。市は県と協力して特例として家庭への事前配布、および家庭での保管ができるよう、関係省庁に働きかけるべきである。</p>	<p>ご指摘の点については、原子力規制委員会で検討されているところですが、市では安定ヨウ素剤の適切な配布、服用の基準を早急に示すよう原子力規制庁に意見を提出しています。ご指摘の点を踏まえ、迅速な対応が可能となるよう関係機関に働きかけます。</p>
---	---

十日町市南新田町1丁目1番地14 高橋 由美子（妻有のいのちとふるさとを守る会）様	
ご意見	市の考え方
<p>1 <原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発></p> <p>(1) わかりやすい市民向け冊子を作成し、全世帯へ配布。</p> <p>(2) 町内の防災担当、学校・保育施設責任者への勉強会を開いてほしい。</p>	<p>(1) 市民向けの避難行動マニュアルを作成し、全世帯に配布したいと考えています。</p> <p>(2) 関係機関等との連携の下、防災教育の実施に努めます（第2章12節）。</p>
<p>2 <防災訓練等の実施></p> <p>柏崎刈羽原子力事故想定訓練の早急の実施を望む。</p>	<p>関係機関と連携し、訓練計画の策定や訓練を実施します（第2章14節）。市では3月下旬に新潟県原子力防災訓練へ初めての参加をします。</p>
<p>3 <学校等施設における避難措置></p> <p>平日昼（学校・保育施設・会社）UPZ内の対応→年数回の避難訓練を（教職員・保育士が責任を持って対応するため、大至急計画作成が必要）。</p>	<p>学校等施設は、あらかじめ定めた屋内退避、避難計画等に基づき、教職員等が責任を持って対応するものとしています（第3章4節）。市では、上記1(1)の避難行動マニュアルの配布などを通じ、教育機関等における周知に努めます。</p>
<p>4 <安定ヨウ素剤の予防服用></p> <p>第3章4節6で「独自の判断により」とあるが、ここがとても大切になると思う。国の方針が出る前に何らかの事故が起こる可能性がある。責任を持って計画してほしい。</p>	<p>安定ヨウ素剤の服用については、その効果が服用の時期に大きく左右されることや、副作用の可能性もあることなどから、原子力規制委員会が速やかに検討し、原子力災害対策指針に記載することとされています。市は指針を踏まえて、必要な措置を講じます（第3章4節6）。</p>

非公開希望	
ご意見	市の考え方
1 住民に計画（案）の意見を求めるに当たり、きちんとしたデータを添付することが、不可欠であり、広報の仕方や方法を考えてほしい。	本計画は、国の防災基本計画原子力災害対策編及び新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて、作成したものです（第1章2節）。
2 (1)モニタリングポストを増やすことが重要視される。風向や放射線の拡散データを迅速に住民に伝えることが重要。 (2)各家庭の防災無線だけでなく、屋外スピーカーを設置するなど、伝達方法の多重化が必要。 (3)平時より簡単に監視態勢のデータが簡単に見られるようにすることが重要。	(1) 市は県の実施する環境放射線モニタリング等の積極的な情報提供を行います（第1章3節）。現在、県がモニタリングポストを仙田地区（川西地域）に設置中です。 (2) 屋外スピーカーを拡充し、同報系防災行政無線の可聴範囲外地域の解消に努めます（第2章4節）。 (3) モニタリングを実施している国、県に要望します。
3 安定ヨウ素剤について、副作用を言われているが、福島県三春町で配布したがそのような症例はあげられていない。事故発生後の配布では間に合わないので、自己管理で配布すべきである。	現行の薬事法では、安定ヨウ素剤の事前配布はできないこととされているところですが、現在、事前配布の方策については、法制度の見直しを含め国において議論がなされているところであり、その結果を踏まえ、必要な措置を講じます。
4 自家用車を持たない住民の避難方法や災害時要援護者の避難体制についてよりきめ細かい計画の作成が必要である。	住民の避難方法については本計画をもとに、ご指摘の点を踏まえ検討します。 災害時要援護者の避難に関しては「市災害時要援護者支援プラン」に基づき実施します（第3章4節）。
5 柏崎刈羽原発から十日町の距離は 40 km で全市が入るため、今の原子力災害対策重点区域の範囲では、飯舘村のように住民被ばくが懸念される。国の基準としっかりしたシミュレーションが求められる。また、市は住民の代弁者として国、県に正していただきたい。	柏崎刈羽原子力発電所から概ね 30 km の区域を避難準備区域（UPZ）としました（第1章4節）。市は発電所から概ね 22km から 63km の範囲に位置しています。国では UPZ の外側を屋内退避計画地域（PPA）とする計画ですが、その範囲については、なお検討中です。市では、この検討結果を踏まえて、計画を再検討する予定であり、検討の経過を注視しています。